

## ■Ver8.4.0→Ver9.0.0への移行留意点

ご承知のように、今回の報酬改定で地域区分が変わりました。また、多くのサービスで介護職員処遇改善加算などができたため、事業所施設区分(いわゆる“型”)も変わっています。Ver900では、このように事業所施設区分などが変わったサービスは、事業所登録のサービス内容登録では、平成24年3月31日でいったん履歴が切られ、平成24年4月1日～の履歴が自動的に追加されています。そして、追加された加算や体制などは、原則として、“なし”や“見なしされているもの”に設定されています。

従いまして、**Ver900では、平成24年4月1日以降について、必ず、地域区分と、すべての事業所の施設区分などを確認して、違っている場合は適しているものに変更してください。**

## 1. 地域区分

地域区分は1級地・2級地・3級地・4級地・5級地・6級地・その他になりましたが、Ver900では、次のように移行されます。

旧	新
① 特別区	→ 1級地
② 特甲地	→ 4級地
③ 甲地	→ 5級地
④ 乙地	→ 6級地
⑤ その他	→ その他

①②③④では、事業所登録では、平成24年3月31日でいったん履歴が切れ、平成24年4月1日～の履歴が自動的に追加されています。従って、旧特甲地で2級地・3級地となった事業所では、4級地となっている級地区分を2級地・3級地に変更してください。また、旧その他から6級地になった市町村がたくさんありますが、このように、地域区分が変わった市町村の事業所は、必ず、平成24年3月31日でいったん履歴を切って、平成24年4月1日～の新しい地域区分の履歴を追加してください。

[経過措置がある市町の事業所]

兵庫県伊丹市・川西市は、経過措置により、平成27年3月31日までは5級地の2としてください。

東京都東大和市・武蔵村山市、大阪府熊取町、兵庫県明石市は、経過措置により、平成27年3月31日までは6級地の2としてください。

なお、事業所登録画面では級地区分の並びにご留意ください。

ゆう！ケア 事業所登録

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ツール(T) ヘルプ(H)

**事業所登録** 事業者名: 2711000000 訪問介護事業所 編集モード

事業所番号

有効開始日 有効終了日  
平成21年04月01日 ~ 平成24年03月31日  
平成24年04月01日 ~ 無期限

登録内容有効期間指定

挿入 開始日 平成 24年04月01日

追加 ~  終了日 期限なし

削除

地域区分

事業所名

事業所加名称

郵便番号

住所

TEL

FAX

管理者名

管理者名フリガナ

備考

4月からの地域区分を確認してください。

保存 取り消し 事業者一覧に戻る サービス検索に戻る メインメニューに戻る

## 2. 事業所施設区分など・サービス名の後ろの数字は該当するサービスの種類番号

### (1) 介護職員処遇改善加算

**介護職員処遇改善加算**は体制加算です。従って、処遇改善加算があるサービスでは、事業所登録のサービス内容は、平成24年4月1日～の履歴が自動的に追加され、処遇改善加算は“なし”に設定されています。



処遇改善加算のあるサービスで加算を算定する事業所は、事業所のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を開いて、“加算Ⅰ”か“加算Ⅱ”か“加算Ⅲ”を設定してください。

ゆう！ケア サービス登録

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ツール(T) ヘルプ(H)

事業者名: 2711000000 訪問介護事業所  
事業所名: 2711000001 訪問介護特甲地

編集モード

サービス提供期間指定

有効開始日 有効終了日  
平成21年04月01日 ~ 平成24年03月31日  
平成24年04月01日 ~ 無期限

挿入 開始日 平成24年4月1日 ~  
追加 終了日 期限なし  
削除 終了理由 なし

指定/認定区分  
 指定事業所  
 基準該当事業所  
 相当サービス事業所  
 その他  
 地域密着型事業所

サービスごとの事業所名称  
 名称 訪問介護特甲地  
 フリガナ ホウモンカイゴトウチ  
 TEL - -

サービス種類の選択

介護サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス

訪問介護(1)  
 訪問入浴介護(12)  
 訪問看護(13)  
 訪問リハビリテーション(14)  
 通所介護(15)  
 通所リハビリテーション(16)  
 福祉用具貸与(17)  
 短期入所生活介護(21)  
 短期入所療養介護(老健)(22)  
 短期入所療養介護(病院)(23)  
 居宅療養管理指導(31)  
 特定施設入居者生活介護(短期利用以外)(33)  
 特定施設入居者生活介護(短期利用)(27)  
 居宅介護支援(43)  
 介護福祉施設サービス(51)  
 介護保健施設サービス(52)  
 介護療養施設サービス(53)

サービスごとの選択・設定項目

特別地域加算	1:なし
社会福祉法人軽減事業	1:なし
特定事業所加算	1:なし
中山間地域事業所加算	1:非該当
2級サービス責任者減算	1:なし
介護職員処遇改善加算	1:なし 2:加算Ⅰ 3:加算Ⅱ 4:加算Ⅲ

サービスの割引率(%) 0 % の値引き

保存 取り消し 事業者一覧に戻る サービス検索に戻る メインメニューに戻る

処遇改善加算を設定します。

## (2) 訪問看護(13)

訪問看護(13)では、これまでの“訪問看護ステーション”、“病院又は診療所”に、新たに“定期巡回・随時対応サービス連携”が加わりました。



定期巡回・随時対応型訪問介護看護(76)の連携先事業所では、**施設連番**を使用して“定期巡回・随時対応サービス連携”を登録してください。つまり、本来の“訪問看護ステーション”などとは別に“定期巡回・随時対応サービス連携”を**施設連番 01**で追加登録することになります。

ゆう！ケア サービス登録

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ツール(T) ヘルプ(H)

事業者名: 271300000 訪問看護事業所  
事業所名: 271300001 定期巡回型訪問看護

編集モード

有効開始日 有効終了日  
平成24年04月01日 ~ 無期限

サービス提供期間指定  
挿入 開始日 平成 24年4月1日 ~  
追加  終了日 期限なし  
削除 終了理由 なし

指定/認定区分  
 指定事業所  
 基準該当事業所  
 相当サービス事業所  
 その他  
 地域密着型事業所

サービスごとの事業所名称  
 名称 定期巡回型訪問看護  
 フリガナ テイクシヨウカイワズウモシカシゴ  
 TEL - -

サービス種類の選択

介護サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス

訪問介護(11)  
 訪問入浴介護(12)  
 訪問看護(13)  
 訪問リハビリテーション(14)  
 通所介護(15)  
 通所リハビリテーション(16)  
 福祉用具貸与(17)  
 短期入所生活介護(21)  
 短期入所療養介護(老健)(22)  
 短期入所療養介護(病院)(23)  
 居宅療養管理指導(31)  
 特定施設入居者生活介護(短期利用以外)(33)  
 特定施設入居者生活介護(短期利用)(27)  
 居宅介護支援(43)  
 介護福祉施設サービス(51)  
 介護保健施設サービス(52)  
 介護療養施設サービス(53)

サービスごとの選択・設定項目

事業所施設区分 3: 定期巡回・随時対応サービス連携  
 特別地域加算 1: なし  
 中山間地域事業所加算 1: 非該当  
 サービス提供体制強化加算 1: なし

連番 01

施設連番を設定します。

保存 取り消し 事業者一覧に戻る サービス検索に戻る メインメニューに戻る

(3) 通所介護(15)

通所介護(15)の個別機能訓練加算は従来から I・II がありましたが、今回の改定で、従来の I は廃止されました。そして、従来の II が I になり、新たに II ができました。

旧 新

個別機能訓練加算 I (27 単位) → 廃止

個別機能訓練加算 II (42 単位) → 個別機能訓練加算 I (42 単位)

→ 個別機能訓練加算 II (50 単位)・**新規加算**



事業所登録のサービス内容の平成 24 年 4 月 1 日～の履歴を確認して、望ましい加算に変更してください。

## (4) 通所リハ(16,66)

通所リハ(16)では、これまでの“通常規模の事業所”、“大規模の事業所(I)”、“大規模の事業所(II)”のそれぞれが、病院・診療所と介護老人保健施設に分かれました。病院・診療所と介護老人保健施設は、所定単位数は同じですが、**6桁のサービスコードは異なります**ので、正しい型を設定していない場合は返戻されると思われます。

通所リハ(16)の平成24年4月1日～の事業所登録のサービス内容は次のように設定されています。

通常規模の事業所 → 通常規模の事業所(病院・診療所)

大規模の事業所(I) → 大規模の事業所(I)(病院・診療所)

大規模の事業所(II) → 大規模の事業所(II)(病院・診療所)

同じように、介護予防通所リハ(66)のサービス内容は次のように設定されています。

なし → 病院又は診療所



事業所登録のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を確認して、介護老人保健施設の場合は、事業所施設区分を変更してください。

## (5) 短期入所生活介護(21)

短期入所生活介護(21)の**緊急時短期入所体制確保加算**(40 単位)は体制加算です。



事業所登録のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を確認して、算定する場合は“あり”に変更してください。

ゆう！ケア サービス登録

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ツール(T) ヘルプ(H)

事業者名: 272100000 短期入所生活  
 事業所名: 272100001 短期入所生活 編集モード

有効開始日 有効終了日  
 平成24年03月01日 ~ 平成24年03月31日  
 平成24年04月01日 ~ 無期限

サービス提供期間指定  
 挿入 開始日 平成24年4月1日 ~  
 追加  終了日 期限なし  
 削除 終了理由 なし

指定/認定区分  
 指定事業所  
 基準該当事業所  
 相当サービス事業所  
 その他  
 地域密着型事業所

サービスごとの事業所名称  
 名称 短期入所生活  
 フリガナ ショクキニョウショセイカフ  
 TEL - -

サービス種類の選択

介護サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス

訪問介護(11)  
 訪問入浴介護(12)  
 訪問看護(13)  
 訪問リハビリテーション(14)  
 通所介護(15)  
 通所リハビリテーション(16)  
 福祉用具貸与(17)  
 短期入所生活介護(21)  
 短期入所療養介護(老健)(22)  
 短期入所療養介護(病院)(23)

居宅療養管理指導(31)  
 特定施設入居者生活介護(短期利用以外)(33)  
 特定施設入居者生活介護(短期利用)(27)  
 居宅介護支援(43)  
 介護福祉施設サービス(51)  
 介護保健施設サービス(52)  
 介護療養施設サービス(53)

サービスごとの選択・設定項目

事業所施設区分	1:単独型
機能訓練指導体制	2:あり
夜間勤務条件基準	1:基準型
定員超過・人員欠加	00基準
社会福祉法人軽減事業	1:なし
看護体制加算	1:なし
夜勤職員配置加算	1:なし
サービス提供体制強化加算	2:加算1
緊急短期入所体制確保	2:あり
介護職員処遇改善加算	1:なし
	2:あり

緊急短期入所体制確保をありに設定します。

基準額 <食費> 1380 <従来型個室> 1150 <多床室> 320 サービスの割引率(%) 0 %の値引き

保存 取り消し 事業者一覧に戻る サービス検索に戻る メインメニューに戻る

## (6) 老健の短期入所療養介護(22,25)

老健は、**人員配置区分**が、通常型老健では**従来型**と**在宅強化型**に、介護療養型老健では**療養型**と**療養強化型**になりました。従来型(療養型)と強化型では所定単位数が異なります。

平成24年4月1日～の事業所登録のサービス内容は**人員配置区分**が、通常型老健は“従来型”に、介護療養型老健は“療養型”に設定されています。



事業所登録のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を確認して、強化型の場合は**人員配置区分**を変更してください。

ゆう！ケア サービス登録

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ツール(T) ヘルプ(H)

事業者名: 272200000 老健事業所 編集モード

事業者名: 272200001 老健事業所

サービス提供期間指定

挿入 開始日 平成24年4月1日 ~

追加  終了日 期限なし

削除 終了理由 なし

指定/認定区分

指定事業所

基準該当事業所

相当サービス事業所

その他

地域密着型事業所

サービスごとの事業所名称

名称 老健事業所

フリガナ ロウケンギョウケン

TEL - -

サービス種類の選択

介護サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス

訪問介護(11)

訪問介護(12)

訪問看護(13)

訪問リハビリテーション(14)

通所介護(15)

通所リハビリテーション(16)

福祉用具貸与(17)

短期入所生活介護(21)

短期入所療養介護(老健)(22)

短期入所療養介護(病院)(23)

居宅療養管理指導

特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護(43)

居宅介護支援(43)

介護福祉施設サービス

介護保健施設サービス

介護療養施設サービス

サービスごとの選択・設定項目

事業所施設区分 1: 介護老人保健施設(1)

人員配置区分 2: 在宅強化型

リハビリテーション機能強化 1: 従来型

2: 在宅強化型

3: 基準型

夜間勤務条件基準 1: 基準

定員超過・人員欠加 00: 基準

夜勤職員配置加算 1: なし

サービス提供体制強化加算 1: なし

介護職員処遇改善加算 1: なし

基準額

	<食費>	<従来型個室>	<多床室>
基準額	1380	1640	320

保存 取り消し 事業者一覧に戻る サービス検索に戻る メインメニューに戻る



## (7) 介護老人福祉施設入所：特養(51,54)

## ■多床室

特養の施設入所(51,54)では、**多床室**が、平成24年4月1日以前に整備されたものと、平成24年4月1日後に整備されたものとで所定単位数が異なります。

このため、Ver900では、利用者登録の**介護履歴**で居室区分が**多床室**の利用者は、平成24年3月31日でいったん履歴が切れ、平成24年4月1日～の履歴が自動的に追加されて、居室区分は“**多床室(平成24年4月1日以前に整備)**”となっています。



**多床室**の利用者については、利用者登録の**介護履歴**の平成24年4月1日～の履歴を確認して、平成24年4月1日後に新設の多床室の場合は**居室区分**を変更してください。

**介護履歴**  
特養 第三段階さんの介護履歴を追加登録中

サービス区分  
 居宅介護支援  
 居宅サービス  
 予防サービス  
 施設サービス(認知症対応型、特定施設含む)

施設  
 事業所番号 2751000001 病棟番号 00  
 事業所名 特養事業所  
 期間 平成24  
 入所前の状況 居宅  
 退所後の状況  
 主な傷病名  
 環境減算  
 旧措置区分  
 非措置  
 旧措置区分  
 旧措置区分  
 給付率 %

利用者支払額  
 居室区分 多床室(平成24年4月1日以前に整備)  
 多床室の ユニット型個室  
 適用理由 ユニット型準個室  
 従来型個室  
 利用者支払 多床室(平成24年4月1日以前に整備)  
 多床室(平成24年4月1日後に新設)  
 利用者支払額(居住費) 320 円

居室区分が「多床室」のときに、「平成24年4月1日以前」か「平成24年4月1日後」かを指定します。

## ■口腔機能維持管理体制加算

従来の**口腔機能維持管理加算**(30単位)は口腔機能維持管理**体制**加算(30単位)となり、同じ名前の**口腔機能維持管理加算**(110単位)が新たにできました。口腔機能維持管理**体制**加算(30単位)は、その名のとおり体制加算です。



口腔機能維持管理**体制**加算(30単位)を算定する場合は、事業所登録のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を開いて“あり”に変更してください。

## (8) 介護老人保健施設入所：老健(52)

## ■人員配置区分

老健は、**人員配置区分**が、通常型老健では**従来型**と**在宅強化型**に、介護療養型老健では**療養型**と**療養強化型**になりました。従来型(療養型)と強化型では所定単位数が異なります。

平成24年4月1日～の事業所登録のサービス内容は**人員配置区分**が、通常型老健は“従来型”に、介護療養型老健は“療養型”に設定されています。



事業所登録のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を確認して、強化型の場合は**人員配置区分**を変更してください。

ゆう！ケア サービス登録

事業者名: 272200000 老健事業所  
事業所名: 272200001 老健事業所

サービス提供期間指定  
挿入 開始日 平成24年4月1日 ~  
追加 終了日 期限なし  
削除 終了理由 なし

指定/認定区分  
 指定事業所  
 基準該当事業所  
 相当サービス事業所  
 その他  
 地域密着型事業所

サービスごとの事業所名称  
名称 老健事業所  
フリガナ ロウケンジヤクウシヨ  
TEL - -

サービス種類の選択  
 介護サービス  
 介護予防サービス  
 地域密着型サービス

サービスごとの選択・設定項目  
 事業所施設区分: 1: 介護保健施設(1)  
 人員配置区分: 2: 在宅強化型  
 夜間勤務条件基準: 1: 従来型  
 定員超過・人員欠如: 100基準  
 身体拘束禁止取組: 2: あり  
 夜勤職員配置加算: 1: なし  
 栄養マネジメント体制: 2: あり  
 認知症専門ケア加算: 2: 加算 I  
 サービス提供体制強化加算: 1: なし  
 口腔機能維持管理体制: 1: なし  
 介護職員処遇改善加算: 2: 加算 I

基準額  
 <食費> <従来型個室> <多床室>  
 1380 1640 320

保存 取り消し 事業者一覧に戻る サービス検索に戻る メインメニューに戻る

## ■口腔機能維持管理体制加算

従来の**口腔機能維持管理加算**(30 単位)は口腔機能維持管理**体制**加算(30 単位)となり、同じ名前の**口腔機能維持管理加算**(110 単位)が新たにできました。口腔機能維持管理**体制**加算(30 単位)は、その名のとおり体制加算です。



口腔機能維持管理**体制**加算(30 単位)を算定する場合は、事業所登録のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を開いて“あり”に変更してください。

(9) 介護療養型医療施設入所(53)

■口腔機能維持管理体制加算

従来の**口腔機能維持管理加算**(30 単位)は口腔機能維持管理**体制**加算(30 単位)となり、同じ名前の**口腔機能維持管理加算**(110 単位)が新たにできました。口腔機能維持管理**体制**加算(30 単位)は、その名のとおり体制加算です。



口腔機能維持管理**体制**加算(30 単位)を算定する場合は、事業所登録のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を開いて“あり”に変更してください。

## (10) 小規模多機能型居宅介護(73)

小規模多機能型居宅介護(73)の市町村独自加算は、従来の独自加算 1 (100 単位)～ 1 0 (1000 単位)から、独自加算 1 (50 単位)～ 2 0 (10000 単位)になりました(・・増えました)。

平成 24 年 4 月 1 日～の事業所登録のサービス内容は次のように設定されています。

市町村独自加算 1 (100 単位) → 市町村独自加算 1 (50 単位)

:

市町村独自加算 1 0 (1000 単位) → 市町村独自加算 1 0 (500 単位)



市町村独自加算がある場合は、事業所登録のサービス内容の平成 24 年 4 月 1 日～の履歴を確認して、適した独自加算を設定してください。

## (11) 認知症対応型共同生活介護(32,38,,37,39)

認知症対応型共同生活介護(32,38,,37,39)は事業所施設区分に“Ⅰ型”と“Ⅱ型”ができました。

1 ユニットの場 合 … Ⅰ型

2 ユニット以上の場 合 … Ⅱ型

平成24年4月1日～の事業所登録のサービス内容は“Ⅰ型”に設定されています。



2 ユニット以上の場合は、事業所登録のサービス内容の平成24年4月1日～の履歴を開いて、“Ⅱ型”に変更してください。

ゆう！ケア サービス登録

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ツール(T) ヘルプ(H)

事業者名: 2732000000 グループホーム 編集モード

事業所名: 2732000001 グループホーム

有効開始日 有効終了日  
平成24年03月01日 ~ 平成24年03月31日  
平成24年04月01日 ~ 無 期 限

サービス提供期間指定  
挿入 開始日 平成24年4月1日 ~  
追加  終了日 期限なし  
削除 終了理由 なし

指定/認定区分  
 指定事業所  
 基準該当事業所  
 相当サービス事業所  
 その他  
 地域密着型事業所

サービスごとの事業所名称  
 名称 グループホーム  
 フリガナ グループホーム  
 TEL - -

サービス種類の選択  
 介護サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(76)  介護予防認知  
 夜間対応型訪問介護(71)  介護予防小  
 認知症対応型通所介護(72)  介護予防認  
 小規模多機能型居宅介護(73)  介護予防認  
 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)(32)  介護予防認  
 認知症対応型共同生活介護(短期利用)(38)  介護予防認  
 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)(36)  介護予防認  
 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)(28)  介護予防認  
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(54)  介護予防認  
 複合型サービス(77)

サービスごとの選択・設定項目  
 事業所施設区分 2: Ⅱ型  
 定員超過・人員欠如 1: Ⅰ型  
 2: Ⅱ型  
 夜間勤務条件基準 1: 基準型  
 医療連携体制 1: 対応不可  
 夜間ケア加算 1: なし  
 認知症専門ケア加算 1: なし  
 サービス提供体制強化加算 1: なし  
 介護職員処遇改善加算 1: なし

サービスの割引率(%) 0 %の値引き

保存 取り消し 事業者一覧に戻る サービス検索に戻る メインメニューに戻る

### 3. Ver840で4月以降のサービスを入力している場合

既存のVer840で4月以降のサービスを入力している場合は、処遇改善加算のあるサービスでは、ほぼすべて、修正や入力のし直しが必要になります。

#### 3.1 『給付(予防給付)』のスケジュール

##### (1) 処遇改善加算

処遇改善加算があるサービスで処遇改善加算を算定する事業所は、①事業所登録のサービス内容の処遇改善加算を“あり(加算Ⅰ or 加算Ⅱ or 加算Ⅲ)”に設定して、②スケジュールデータを“修正”するか、削除して登録し直してください。

##### (2) 通所介護(15)

**個別機能訓練加算**を算定する事業所は、加算そのものが変わっていますので、①事業所登録のサービス内容の加算を確認して、②スケジュールデータを“修正”して正しい加算にするか、削除して登録し直してください。

サービス登録

訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	福祉用具貸与	短期入所生活	短期療養(老健)	短期療養(病院)
居宅療養	巡回随時訪問	夜間訪問介護	認知通所介護	共同生活(短期)	特定施設(短期)	地域特定(短期)	小規模多機能	複合型	介護保険外

事業所番号	ST	病棟	事業所名	区域	単位単価	割引後率
2715020001	00	00	通所介護通常型1級地	1級地	10.81	
2715000001	00	00	通所介護15その他小規模1	その他	10.00	
2715300001	00	00	通所介護大規模二級地	2級地	10.68	

サービス:

コード	内容	単位数
153663	通所介護Ⅲ23	800

加算項目:

機能訓練1  機能訓練2  92

サービス体制強化

中山間地サービス提供

入浴

栄養改善

口腔機能向上

若年性認知症受入

割引適用後単位合計: 906 単位単価

開始: 平成 24年05月05日 10:00

終了: 平成 24年05月05日 16:00 8時間00分

その他費用:

項目	金額

通所連携:

食事

迎え  送り

登録 閉じる

機能訓練加算を確認・修正します。

## (3) 通所リハ(16,66)

施設区分が、病院・診療所と老健に分かれましたので、①事業所登録のサービス内容の施設区分を確認して、老健の場合は②スケジュールデータを“修正”するか、削除して登録し直してください。病院・診療所と老健では単位数は同じですが6桁のサービスコードは異なります。

## (4) 老健の短期入所療養介護(22,25)

老健は人員配置区分が従来型と強化型になりましたので、①事業所登録のサービス内容の人員配置区分を確認して、強化型の場合は②スケジュールデータを“修正”するか、削除して登録し直してください。

## (5) 小規模多機能型居宅介護(73)

市町村独自加算が変わりましたので、市町村独自加算がある場合は、①事業所登録のサービス内容の市町村独自加算を確認して、②スケジュールデータを“修正”するか、削除して登録し直してください。

## (6) 認知症対応型共同生活介護の短期利用(38,39)

施設区分に“Ⅰ型”と“Ⅱ型”ができましたので、①事業所登録のサービス内容の施設区分を確認して、②スケジュールデータを“修正”するか、削除して登録し直してください。

## (7) 短期入所の食費・居住費の利用者負担限度額

第3段階のユニット型個室の利用者負担限度額は1,640円から**1,310円**になりました。このため短期入所生活介護(21,24)、短期入所療養介護(22,23,25,26)で、第3段階の利用者でユニット型個室を使用している場合は、スケジュールデータを“修正”するか、削除して登録し直してください。

## (8) 同意・締め処理をしている場合

同意や月締め処理をしている場合は、すべて**解除**されます。



上記以外にも対応が必要な場合があるかも知れませんので、まことにお手数ですが、すべてのスケジュールデータについて、意図している単位数・サービスコードになっているかを確認してください。

### 3.2 『まい・通所』

入力済みのデータはいったん全て削除されます。事業所施設区分、サービス時間の長さ、各種加算などを確認して入力し直してください。

### 3.3 『プラン』

#### (1) 介護老人福祉施設：特養(51,54)

すでに入力している加算はそのままですが、多床室の区分を確認して、新たな加算は入力してください。

#### (2) 介護老人保健施設：老健(52)

すでに入力している加算はそのままですが、人員配置区分を確認して、新たな加算は入力してください。

#### (3) 介護療養型医療施設(53)

すでに入力している加算はそのままですが、新たな加算は入力してください。